

島根県再生可能エネルギー導入促進協議会設置要綱

(趣旨)

第1条 本県の地理的特性を活かし、県民・市町村が地域と協働して、県内に豊富に存在する地域資源を有効に活用し、再生可能エネルギーの導入を促進し、もって地域づくりや地域の活性化につなげていくため、島根県再生可能エネルギー導入促進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 協議会は、本県の再生可能エネルギー導入促進に向けて次の事項について協議する。

- (1) 個人・事業所等への再生可能エネルギーの導入促進
- (2) 公共施設等への再生可能エネルギーの導入促進
- (3) 再生可能エネルギーを導入するための地域の仕組みづくりとその普及
- (4) 再生可能エネルギーの発電事業者に対する情報提供・相談支援
- (5) その他、再生可能エネルギーの導入を進めるために必要な事項

(構成)

第3条 協議会は、関連する施策を所管する県関係部局（政策企画監室、地域政策課、環境政策課、農地整備課、林業課、商工政策課、企業局施設課）、市町村の政策企画担当課、市長会及び町村会により構成する。

(組織体制)

第4条 協議会に会長を置き、会長は島根県地域振興部長が務める。
2 会長は、協議会を代表し、協議会の招集並びに会務を総理する。

(意見の聴取等)

第5条 会長は、必要があると認めるときは、第3条に定める構成員以外の有識者等を協議会の構成員に加え、又は出席を求め、意見の聴取等を行うことができる。

(専門部会の設置)

第6条 会長は、必要があると認めるときは専門部会を設置することができる。

(事務局)

第7条 協議会の庶務は、島根県地域振興部地域政策課において行う。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

(附則) 本設置要綱は、平成24年6月11日から施行する。